

ビッグサイト共通食事券の利用及び購入に関する規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、株式会社ビッグサイトサービス（以下「当社」という。）が発行するビッグサイト共通食事券（以下「食事券」という。）の利用及び購入に関し必要な事項を定めるものです。

(食事券の形態・種類)

第2条 当社が発行する食事券は、紙方式です。

2 前項の食事券は、1,000円分の1種類とし、250円券4枚で1綴りとしします。

(食事券の発行・有効期限)

第3条 食事券は、1月、4月、7月及び10月の各月の1日に発行します。

2 前項により発行した食事券の有効期限は、発行日から6か月です。

3 食事券に記載されている有効期限を超えると利用できません。

第2章 食事券の利用

(利用できる店舗)

第4条 食事券の所持者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる当社と食事券の利用について契約した店舗（以下「加盟店」という。）において、食事券に記載された金額の範囲内で、飲食、商品購入、サービス等の代金の支払いに利用できます。

- (1) 東京ビッグサイト内の加盟店及び当社が経営する店舗
- (2) 東京ファッションタウン（TF T）ビル内の加盟店
- (3) 有明パークビル内の加盟店
- (4) 有明ワシントンホテル内の加盟店
- (5) 加盟店と認められた仮設売店等

(代金の支払方法)

第5条 代金を食事券で支払う場合、利用者は、食事券を当該加盟店に提出します。加盟店は、利用者から食事券を受領したことにより決済を行います。

2 代金の支払に当たって、残額が不足する場合は、食事券を追加し、又は現金その他の方法により不足分を支払います。

3 食事券については、釣銭の支払はしません。

(利用できない場合)

第6条 食事券が次に掲げるいずれかに該当するときは、その利用はできません。

- (1) 当社又は加盟店が食事券での支払いができないものとして指定した公共料金、各種カード、切手、印紙、各種入場券等の支払い
- (2) 券面の3分の1を超えて滅失した食事券
- (3) 券面が著しく汚損し、記載内容を読取ることができない食事券
- (4) 有効期限を過ぎた食事券
- (5) 食事券が違法又は不正に取得されたものであるとき。

(6) 食事券が偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。

(紛失・盗難)

第7条 利用者が食事券を紛失し、又は盗難にあった場合、当社は、これらのものについて、再発行はしません。

(換金の不可)

第8条 食事券は、現金との引き換えはできません。

(加盟店との関係)

第9条 利用者が食事券を利用された場合の飲食、商品購入、サービス等の取引について、瑕疵、返品その他の問題が生じた場合は、加盟店との間で解決するものとします。

第3章 食事券の購入

(食事券の購入)

第10条 食事券を購入する者（以下「購入者」という。）は、当社所定の申込書により申込み、現金払い又は振込により支払うものとします。なお、振込手数料は、購入者の負担とします。

2 当社は、支払いを確認のうえ、食事券を販売します。食事券を郵送する場合、送料は、購入者の負担とします。

(食事券の払戻し)

第11条 購入者は、1綴り（250円券4枚）のままで切り離し又は破損しておらず、かつ、第6条第3号から第6号までのいずれにも該当しない食事券に限り払戻しを請求することができます。

2 購入者は、払戻しを請求する場合、申込書兼明細書、購入時に発行した代金預り証兼領収書及び前項に該当する食事券（以下「申込書等」という。）を当社に提出するものとします。

3 当社は、申込書等を受領後、払戻しの請求が正当と認める場合、申込書兼明細書の写し及び払戻しの精算印を押印した代金預り証兼領収書を購入者に送付します。

4 精算印を押印した代金預り証兼領収書は、払戻しの請求に使用できません。

5 当社は、払戻しの決定をした日の翌月の末日（金融機関が休日のときは翌営業日）に、払戻し金額から次条に定める手数料を差引いた金額を指定の口座に振り込みます。なお、払戻し対象金額が5,000円以下の場合、振込手数料は、購入者の負担とします。

(払戻し手数料)

第12条 払戻しの手数料は、1綴り（1,000円相当分）につき、100円（消費税込み）とします。

第4章 雑則

(個人情報)

第13条 当社は、この業務に関連して知り得た個人情報については、当社個人情報保護指針に従って取扱います。

(取扱いの変更)

第14条 当社は、食事券の利用及び購入について変更する場合は、当社のホームページに掲載するなど告知します。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。